



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「久慈川緊急治水対策河川事務所」、「荒川調節池工事事務所」及び「利根川ダム統合管理事務所八ッ場ダム管理支所」を設置しました。  
～令和元年東日本台風からの復旧・復興の加速化、荒川の治水安全度向上、八ッ場ダムの建設段階から管理への移行～

関東地方整備局  
企画部  
河川部

関東地方整備局では、令和元年東日本台風からの復旧・復興を加速化し、洪水災害等への備えを強力に推進するため、「久慈川緊急治水対策河川事務所」（茨城県常陸太田市）を、また荒川の治水安全度向上のため、「荒川調節池工事事務所」（埼玉県さいたま市）を、八ッ場ダムが建設段階から管理へ移行するため、「利根川ダム統合管理事務所八ッ場ダム管理支所」（群馬県長野原町）を令和2年4月1日（水）に関東地方整備局に設置しました。

- 久慈川緊急治水対策河川事務所では、令和元年東日本台風により甚大な浸水被害が発生したことを受け、久慈川水系久慈川の堤防整備等による本格的な災害復旧工事を含めた「久慈川緊急治水対策プロジェクト」等の取組を一層強力に推進します。
- 荒川調節池工事事務所では、荒川中流部において、既存の荒川第一調節池に加え、新たに第二及び第三調節池の整備を推進し、洪水時の河道流量の低減、下流の東京都、埼玉県の広範囲に及ぶ治水安全度の向上を図ります。
- 八ッ場ダム管理支所では、貴重な土地をご提供頂いた地権者の皆様をはじめ、多くの関係者のご理解とご協力により完成した八ッ場ダムについて、首都圏を含む下流地域の治水・利水のための運用をしていきます。なお、八ッ場ダム工事事務所については令和2年3月31日をもって閉所しました。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000754.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000754.html)

2. 「災害時の基礎的事業継続力」新たに12社を認定  
～災害対応業務の円滑な実施に向けて～

関東地方整備局  
統括防災グループ  
港湾空港部

【令和元年度第4四半期の認定(新規12社、継続72社)】

国土交通省関東地方整備局は、令和元年度第4四半期に新規申請のあった12社と継続申請のあった72社について、「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に基づき評価し、認定しました。(認定期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

令和2年4月1日時点で、803社が認定を受けています。

■「災害時の基礎的事業継続力」認定について

本認定は、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に建設会社の基礎的事業継続力を関東地方整備局が評価し「災害時の基礎的事業継続力」を認定しているものです。認定は本文資料(PDF)別紙の項目について評価を行い、適合した建設会社に対し、関東地方整備局が2年間の有効期限をもつ「災害時の基礎的事業継続力認定証」を交付します。

■今回認定証を交付した企業

本文資料(PDF)別添表参照

■今後の認定スケジュール

四半期毎に評価認定を行います。

次回は令和2年4月末迄の申請会社を対象に評価し、令和2年7月に認定を行う予定としています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai\\_00000012.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai_00000012.html)

### 3. 用水供給の本格開始前に、鬼怒川4ダムの貯水池が満水到達。

#### 鬼怒川ダム統合管理事務所

鬼怒川ならびに利根川本川下流部沿岸の栃木県、茨城県、千葉県の水源地となっている鬼怒川4ダム(五十里、川俣、川治、湯西川ダム)では、沿岸地域の水利用が大きく増加する4月中旬を前に、貯水池が満水に達しました。

本年は、山間部の降雪量が少なく、ダム流域における積雪深の最高は、日光市川俣の加仁湯地先にダム管理用として設置した積雪計によると、平均の8割程度にとどまりました。このような状況の中、4ダムでは、ダム下流の河川環境及び水利用の状況を確認しながら、3月上旬から徐々に始まった雪どけや降雨による河川の増水を慎重に貯め込んできました。

その結果、4ダムの合計貯水容量2億5,310万立方メートルに対して、4月7日0時の合計貯水量は、2億5,018万立方メートルとなっています。

鬼怒川の沿岸地域では、今月中旬頃から、かんがいによる水利用が本格的に始まります。当事務所では、今後の水利用の状況及び気象状況等を監視しながら、河川に必要な流量を確保するために、引き続ききめ細かいダム操作を行っていくこととします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kinudamu\\_00000070.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kinudamu_00000070.html)

### 4. 利根川上流域の少雪に伴う水利用への影響に備え、水の安定供給のための渇水対応行動計画を拡充・強化

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が来年夏に延期されることになりましたが、首都圏に水を安定的に供給することは、引き続き重要です。

今冬は、記録的な暖冬・少雪であることを踏まえ、水の安定供給のための渇水対応行動計画の「体制」、「対策」を拡充・強化し、渇水への備えに万全を期すため、第 3 回東京 2020 オリンピック・パラリンピック渇水対策協議会を令和 2 年 4 月 13 日に開催しました。

その結果、首都圏水資源統合運用本部の設置、渡良瀬貯水池等の弾力的管理の追加、武蔵水路等の新たな運用などを本行動計画に位置づけることにしました。

今後は、引き続き関係機関が連携・協力し、新たな項目も含め、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて渇水に備えた対応を実施していきます。

※今回の協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持ち回り開催(書面による議事)とさせていただきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000538.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000538.html)

## 5. 関東地方整備局発注工事・業務の新型コロナウイルス感染症対策

契約中の工事及び業務のうち、対象地域における工事及び業務について、各都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について一時中止等の対応を受発注者間で協議する等の対策を講じています。

関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

この記事は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/guide/guide00000104.html>

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 芝生を活用したまちなか空間の創出ガイドラインを策定しました！  
～SHIBA（芝）がツクル ウォーカブルなまちの CORE（コア）を目指して～

有識者からなる「まちなか公共空間等における『芝生地の造成・管理』に関する懇談会」

で議論を重ね、まちなかの芝生の可能性と維持管理の主なポイントをまとめました。

- まちなかのパブリック及びセミパブリック空間における芝生・みどりを対象に、地方公共団体や民間事業者、地域住民等の方々の参考となるように、「芝生」の意義、効果、造成・管理の主なポイントを解説したものです
- 「まちなか公共空間等における『芝生地造成・管理』に関する懇談会」で学識経験者、地方公共団体その他、多くの方々からのご意見を集約し、取りまとめました

#### 【本ガイドラインの構成】

はじめに

1. まちなかに芝生・みどりをツクル効果
2. まちなかの芝生・みどりを持続的にツカウ仕組み
3. まちなかの芝生・みどりをソダテル技術
4. 芝生・みどりを活用してまちづくりにツナゲル事例

参考文献・参考資料

#### 【芝生懇談会について】

・国土交通省では、平成31年2月より「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」を設置し、付加価値の創出と地域課題の解決の場となる「都市」のあり方について検討を進めて参りました。6月の中間とりまとめにおいては、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を実現するための「まちなかウォークブル推進プログラム（仮称）」が示され、その中で「芝生のチカラの活用」として、芝生・みどりを活用した空間の創出を促進することとしました。

・芝生懇談会（まちなか公共空間等における「芝生地造成・管理」に関する懇談会）は、まちなか空間の芝生化による地域の再構築を進めるための、芝生地の持つ可能性（チカラ）や、芝生整備・管理のあり方の整理を行うことを目的としました。

※ガイドライン、懇談会の内容については、下記HPに掲載しております。

[http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000087.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000087.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000341.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000341.html)

## 2. PPP/PFI の推進に取り組む民間事業者と PPP 協定を締結します！ ～官民連携による PPP/PFI の推進～

令和2年度に国土交通省と PPP 協定を締結する民間事業者（「協定パートナー」）を選定しましたので、発表します。国土交通省は民間の PPP/PFI 推進に係る取組を後押しすることにより、地方公共団体における PPP/PFI の一層の推進を図っていきます。

### ■ PPP 協定について

平成28年度より民間事業者と「PPP協定」を締結し、毎年度協定パートナーとなる民間事業者を選定しています。令和2年度の協定パートナーには、地方公共団体職員・地場企業向けのセミナーの開催、PPP/PFI 関連情報の提供、個別相談の実施、データベースの提供をしていただきます。

### ■ 協定パートナー（詳細は別紙参照）

セミナーパートナー : 10者  
 金融機関パートナー : 15者  
 個別相談パートナー : 44者  
 データベースパートナー : 1者

■ 国土交通省の支援

国土交通省は、協定パートナーの活動の広報や協定パートナーへの情報提供、協定パートナー主催セミナーへの職員派遣等を実施します。

■ 協定期間

2020年4月1日～2021年3月31日

■ その他

各協定パートナーの取組は以下HPに順次掲載していきます。

URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000132.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000132.html)

3. 官民連携によるまちなか再生を支援します！

～令和2年度創設 官民連携まちなか再生推進事業を募集開始～

「居心地良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとする多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を目的とした取組を支援するため、本日より「官民連携まちなか再生推進事業」の補助対象事業の募集を開始します。

本事業は、官民の多様な人材が参画する「エリアプラットフォームの構築」やまちなかの将来像を明確にした「未来ビジョン等の策定」、民間まちづくり活動における先進団体が実施する「普及啓発事業」を支援することにより、官民の人材が集うコミュニティの活性化と官民連携による持続可能なまちづくりを促進します。

なお、本事業は、「国際競争力強化・シティセールス支援事業」と「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業」を統合・再編し、創設した制度です。

<事業の概要> 詳細は、「募集要領※」をご確認ください。

	エリアプラットフォーム活動支援事業		普及啓発事業
	エリアプラットフォームの構築	未来ビジョン等の新規策定	
補助事業者	・エリアプラットフォーム ・市区町村(エリアプラットフォーム構築の準備段階のみ)		・都市再生推進法人 ・民間事業者、NPO 法人その他これらに類する者(これらを構成員とする JV 含む)
事業内容	未来ビジョン等の作成を行う エリアプラットフォームの形成・運営	未来ビジョン等の策定のデータ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等	まちづくりの課題に対し、様々な関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人



		材の育成を図る仕組みの構築・運営
補助率	定額 ※ただし「エリアプラットフォームの構築」及び「未来ビジョン等の新規策定」の合計で年額上限 1,000 万円	定額(予算の範囲内)
募集期間	令和2年4月8日(水)～令和2年5月11日(月)15:00 まで	
応募方法	様式に必要事項を記載し、必要書面等とともに、地方公共団体を経由(郵送及び電子メール)して、地方整備局等へ提出	様式に必要事項を記載し、必要書面等とともに、地方整備局等へ直接、郵送及び電子メールにより提出
選定期間及び方法	令和2年6月頃、外部有識者等による意見を踏まえ、国土交通大臣が選定します。	

※国土交通省 HP「官民連携まちづくりポータルサイト」  
(<http://www.mlit.go.jp/toshi/seido/index.html>)に掲載しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000290.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000290.html)

#### 4. 日本版 MaaS の取組を加速！ ～新たな MaaS の構築を牽引するモデルプロジェクトを公募します～

国土交通省においては、過疎地における移動手段の確保や観光地での二次交通の確保といった地域の課題解決にも資する重要な手段として、MaaS の早急な全国普及を図ることとしています。

このたび、地域の課題解決に資する MaaS のモデル構築を図る観点から、新たに日本版 MaaS 実証実験の公募を開始します。

今後とも、関係府省とも連携を図りつつ、日本版 MaaS の推進に向け取り組んでまいります。

##### 1 応募主体

都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会

##### 2 公募受付期間

令和2年4月17日(金)～令和2年5月末メド

※公募の締切日につきましては、昨今の状況を踏まえ、延期する可能性があります。  
(5月11日(月)メドに改めてお知らせ致します。)

##### 3 支援内容

日本版 MaaS 実証支援事業に係る経費に対し、支援を行う。  
(補助率は、補助対象経費の1/2以内。)

##### 4 事業の選定

有識者委員会の審議を経て、6月頃に選定・公表予定

※公募の締切日同様、時期の延期の場合がございます。

## **5 公募要領**

別紙1参照。以下の国土交通省ホームページもご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000132.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000132.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12\\_hh\\_000182.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000182.html)